

食品安全モニターからの報告（平成19年6月分）について

食品安全モニターから6月中に、41件の報告がありました。

報告内容

<意見等>

・ 食品安全委員会活動一般関係	6件
・ リスクコミュニケーション関係	2件
・ BSE関係	5件
・ 農薬関係	3件
・ 化学物質関係	1件
・ 遺伝子組換え食品等関係	1件
・ 新開発食品等関係	2件
・ 食品衛生管理関係	7件
・ 食品表示関係	8件
・ その他	6件

（注）複数の分野に関係する報告については、便宜上いずれかの分野に分類した。

報告された意見等については、以下のとおりです。

リスク管理機関に関わる意見等につきましては、関係行政機関に送付し、広く食品の安全性の確保に関する施策の参考に供することとしています。

なお、以下では、食品安全委員会に関する意見等についてコメントを掲載するとともに、併せて、リスク管理機関に関わる意見等についても、関係行政機関からコメントがありましたので掲載しております。

凡例) 食品安全モニターの職務経験区分：

食品関係業務経験者

- ・ 現在もしくは過去において、食品の生産、加工、流通、販売等に関する職業（飲食物調理従事者、会社・団体等役員などを含む）に就いた経験を5年以上有している方
- ・ 過去に食品の安全に関する行政に従事した経験を5年以上有している方

食品関係研究職経験者

- ・ 現在もしくは過去において、試験研究機関（民間の試験研究機関を含む）、大学等で食品の研究に関する専門的な職業に就いた経験を5年以上有している方

医療・教育職経験者

- ・ 現在もしくは過去において、医療・教育に関する職業（医師、獣医師、薬剤師、看護師、小中高校教師等）に就いた経験を5年以上有している方

その他消費者一般

- ・ 上記の項目に該当しない方

1. 食品安全委員会活動一般関係

食品安全モニター会議に出席して

食品安全モニター会議に出席した。今年の食品安全モニター会議は、質疑応答の時間が多くとられ、モニターの取組事例の報告があり、よかったと思う。こういう対話がリスクコミュニケーションの拡大へつながるのではないかと思った。

(香川県 女性 42歳 その他消費者一般)

モニター会議のあり方と運営について

食品安全モニター会議に参加しました。会議の趣旨・目的を明確にし、参加者が漫然とではなく、目的を持って参加できるようにすることが大切だと感じました。そのためには、対象地域を狭め、20名程度までの参加者とし、全員が発言しやすい環境を整えることがモニター制度の有効性につながると思います。

(福岡県 男性 57歳 食品関係業務経験者)

食品安全モニター会議に出席して

食品安全モニター会議に出席し、食品安全委員会から業務の説明とリスク評価の実際について講義をいただきました。モニター会議においては、モニターの発言方法に工夫をしていただいて、短い時間を有効に活用していただくよう、希望します。

(愛媛県 女性 56歳 その他消費者一般)

食品安全モニター会議に出席して

平成19年度の食品安全モニター会議に出席しましたが、事務局とモニターの意見交換会だけでなく、モニター同士の意見交換の場がほしいと思いました。検討をお願いします。

(静岡県 男性 69歳 医療・教育職経験者)

【食品安全委員会からのコメント】

食品安全モニター会議の運営やあり方等について御意見ありがとうございます。今回御指摘いただいた御意見を含め、会議後のアンケートでいただいた種々の御意見・御要望も参考にしながら、よりよいものとなるよう努めてまいります。

なお、平成19年度の食品安全モニター会議は、5月から6月にかけて全国7都市において計10回開催し、多くのモニターの方々に御出席いただきました。会議では当委員会の役割や取組、またBSEや農薬、メチル水銀などの具体的なテーマを取り上げ、そのリスク評価の実際などについて、知識や理解を深めていただくとともに、当委員会委員やリスク管理機関の担当者も加わった形で意見交換を行ったところです。

また、新たな内容として、平成18年度から継続して活動していただいている数名のモニターの方から、食の安全の確保に向けた地域における取組について発表していただきました。

食品安全モニターの皆様方には、当委員会が発信する情報を日常の生活を通じて可能な範囲で地域の方々に伝えていただいたり、また一方、それらに対する地域での反応、声を踏まえた意見・情報などを寄せていただくなど、委員会と地域との間で意見・情報の交換を促進する橋渡しの役割もお願いしているところで

なお、会議で出された主な意見やアンケート等などの概要については、当委員会のホームページに掲載しておりますので、御覧ください。

<http://www.fsc.go.jp/iinkai/i-dai200/index.html>

ホームページでの相談受付（メール窓口）について

食品安全委員会のホームページの「食の安全ダイアル」の「相談受付（メール窓口）」を開いてみると、「食品安全委員会の活動についての意見と感想・・・」とあります。明確に「相談・質問」を受け付けるとすべきと思います。

（福岡県 男性 57歳 食品関係業務経験者）

【食品安全委員会からのコメント】

このたびは、貴重な御指摘をいただき、ありがとうございます。

食品安全委員会では、みなさまから食品の安全性に関する情報提供、お問い合わせ、御意見等をいただくとともに、食品の安全性に関する知識や御理解を深めていただくため、「食の安全ダイアル」を設置するとともに、メールによる窓口も設置しています。

この設置趣旨と今回いただきました御指摘を踏まえ、ホームページの記載を改めました。

なお、食の安全ダイアルにお寄せいただいた主な質問については、Q&Aの形でホームページに掲載し、また随時更新して、みなさまへの情報提供にも役立てております。

食の安全ダイヤル(メール窓口)

食品の安全性に関する情報提供、お問い合わせ、ご意見等がありましたら、下記の事項に記載の上、[送信]ボタンをクリックして下さい。また、記載した内容を修正する時は、[クリア]ボタンをクリックして下さい。いただいたご意見等については、分類、整理した上で取りまとめ、ホームページ等において適宜情報提供をしていく予定です。

[注意事項]

- ・ 文字化けを防ぐため、半角カタカナ、丸数字、特殊文字は使用しないで下さい。
- ・ 国民各層のご意見・ご感想等を的確に把握し、当委員会の今後の活動に役立てるため、FAX番号以外の項目を必ずご記入いただいております。
- ・ 氏名、電話番号、FAX番号やメールアドレスについては、頂いたご意見・ご感想の趣旨が不明な場合などに問い合わせをさせていただくためにご記入いただくものです。ご記入いただいた個人情報は他の用途には使用いたしません。

氏名	<input type="text"/>
住所	<input type="text"/> (都道府県単位で記入して下さい。)
年齢	<input type="text"/> 歳
性別	<input type="radio"/> 男性 <input type="radio"/> 女性
職業	(該当する項目を選択して下さい。) <input type="radio"/> 一般消費者 <input type="radio"/> 食品関連事業者 <input type="radio"/> 研究者 <input type="radio"/> 病院関係者 <input type="radio"/> 学生・教員等学校関係者 <input type="radio"/> 公務員 <input type="radio"/> その他
電話番号	<input type="text"/> 例 000-000-0000(半角英数で入力)
FAX番号	<input type="text"/> 例 000-000-0000(半角英数で入力)
メールアドレス[半角]	<input type="text"/>
標題	<input type="text"/>
内容 (全角1,000文字以内)	<div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div>

「食品の安全性に関する用語集」での放射線に係る記述について

用語集の放射線に係る記述に適切でないと思われる箇所がある。誤解を生じないような表現に改める必要があるのではないかと。たとえば、「ハザード」の項の解説文にある「放射線」は「放射性物質」のほうが適切であると思われる。新聞等でも表現が曖昧なので、正確に表現してほしい。

(群馬県 男性 64歳 食品関係研究職経験者)

【食品安全委員会からのコメント】

食品安全委員会が作成いたしました「食品の安全性に関する用語集」(改訂版追補、平成18年3月作成)の1-1のハザード(危害要因)の項では、物理的な要因の具体的な例として放射線を上げております。

この用語集は、リスク評価の内容などに関する意見交換会等の際に、消費者をはじめとする関係者の理解を助けるための基礎的な参考資料として、食品の安全性に関する基本的な用語などについて解説した「食品の安全性に関する用語集」を平成16年3月に作成しました。その後、実際に御活用いただいた方などからいただいた御意見や、用語の追加、表現の適正化などの充実を図るために実施した食品安全モニターに対する課題報告(平成16年9月)の結果なども踏まえ、平成17年3月に改訂版を作成し、更に平成18年3月に改訂版追補を作成したところで

す。本用語集は、現時点での一般的な理解や考え方などを整理したものであり、今後も平成19年2月に実施した食品安全モニターに対する課題報告の結果なども踏まえ、必要に応じて見直していきたいと考えております。

2. リスクコミュニケーション関係

BSEとジャガイモの芽

食品安全モニター会議に出席した。委員会の事務局がBSEのリスクを説明されるときに、ジャガイモのソラニンの毒性と比較して説明をされた。リスクについて既知なるものと未知のものとを毒性や確率で比較するのは、余計に不安をあおることにならないだろうか。

(愛媛県 女性 56歳 その他消費者一般)

【食品安全委員会からのコメント】

食品安全の分野では、危害要因を取り入れた結果生じる健康への悪影響が起こる可能性とその程度を「リスク」と呼びます。

リスクの程度は、危害要因を口から取り入れた人のうち、どのくらいの人に症状が現れ、その症状がどのようなものかによって決まります。

現在の食品安全行政は食品や食品中の危害要因は完全に排除することはできない、「ゼロリスクはない」という考え方を前提とし、リスク分析の手法により食品の安全性が確保されるようになっていきます。

モニター会議における説明では、既存の食品中にも有害物質が含まれる場合があることを説明するためにジャガイモのソラニンを具体的な例として説明し、リ

スクの程度の方の考え方の具体的な例として BSE の説明させていただき、これら二つを直接比較することは意図しておりませんでした。

食品安全委員会では、リスク分析の考え方について、より多くの皆様方に御理解していただくために、リスク分析の考え方について、わかりやすく解説した DVD ソフトを作成するなどの取組を実施しております。

今回御指摘の御意見も踏まえ、今後とも、誤解を受けることのないよう、わかりやすい情報提供に努めてまいります。

このほか、以下の意見があり、これらについても、関係行政機関にも回付しております。

リスクコミュニケーションについて

モニター会議に参加して、リスクコミュニケーションのあり方について考えました。消費者が科学と価値判断の区別をすることは大事だと思いますが、リスク評価は理解しにくい点があるのが実状です。リスク評価の意味を理解し、それを消費者の目と言葉で伝える人材が必要だと思いました。そして、講義の中で「情報をまず疑ってみましょう」と話されたように、多種多様に飛び込んでくる情報に対して受け身でなく考えて判断することが大切だと思いました。

(広島県 女性 36 歳 その他消費者一般)

3 . B S E 関係

米国産牛肉の輸入緩和について

米国は、現在実施されている米国産牛肉 20 ヶ月齢以下の輸入制限を緩和するよう要求している。日本政府は毅然とした態度で米国産牛肉のチェックを厳格に行い、安全・安心な牛肉を国民に提供していただきたい。

(群馬県 男性 70 歳 食品関係業務経験者)

米国産牛肉月齢条件の緩和は大丈夫なのか

BSE と判定された 23 ヶ月と 21 ヶ月の牛の脳を使ったマウス実験で「感染性が確認されない」との報告が出されたが、100% 人体に影響がないとは言い切れないとのことだ。言い切れないのであれば、まだ月齢緩和は早いと思う。慎重な審議検討の程、よろしくお願いします。

(神奈川県 女性 39 歳 食品関係業務経験者)

米国産牛肉 30 ヶ月齢以下の輸入について

OIE は、米国を BSE 感染リスクが管理されている国に設定し、牛月齢に関係なく輸出を認めることを決めた。vCJD は、BSE 感染牛の肉を食したら必ず感染するわけではなく、牛肉を全く摂取しなくても感染することもある。20 ヶ月齢と 30 ヶ月齢との BSE リスクの差は小さいとみられるので、米国産牛肉の 30 ヶ月齢以下の輸入を前向きに検討すべきだと思う。

(福岡県 男性 77 歳 その他消費者一般)

米国における特定危険部位の除去方法の把握について

米国における特定危険部位の除去方法について、日本は正しく認識していないという文章を読んだが、本当か。特定危険部位の除去は必要最低限の条件として考えているが、その除去方法が確認されていないのであれば、意味がないのではないか。

(大阪府 女性 28歳 その他消費者一般)

【食品安全委員会からのコメント】

米国産牛肉等の輸入条件は、日米両国政府のリスク管理機関における協議に基づいたリスク管理措置について、平成 17 年 12 月 8 日に厚生労働省及び農林水産省に通知した、「現在の米国の国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理された米国から輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症（BSE）に関するリスクの同等性に係る食品健康影響評価」の結果を踏まえ、正式に合意されたものです。

輸入条件の見直しについては、まずは厚生労働省及び農林水産省で検討すべき問題であり、今後、米国側から条件緩和についての働きかけがある場合には、厚生労働省及び農林水産省において適切に対応することになります。

仮に、リスク管理機関から食品安全委員会に対して評価依頼が行われた場合には、国民の健康の保護の観点から、中立公正な立場で、科学的な知見に基づき、調査・審議を行っていきたいと考えております。

【厚生労働省及び農林水産省からのコメント】

米国産牛肉については、昨年 11 月～12 月及び本年 5 月に厚生労働省及び農林水産省が実施した米国の対日輸出認定施設等の現地査察等を通じ、米国の対日輸出プログラム（全頭からの特定危険部位の除去等）の遵守について、検証してきたところです。現地査察においては、現場の作業状況についても確認しており、その結果として、対日輸出条件に影響するものはなかったところです。厚生労働省及び農林水産省としては、今後も連携して、輸入時検査の実施や現地査察等を行い、引き続き、米国側の対日輸出プログラムの遵守を検証することとしています。

なお、米国側は、OIE（国際獣疫事務局）による BSE ステータス認定を踏まえ、対日輸出条件における月齢条件の撤廃を要請してきていますが、厚生労働省及び農林水産省は、国民の食の安全と消費者の信頼確保を大前提に、科学的知見に基づき対応することが重要と考えており、適切に対応していくこととしています。現在の対象月齢などの輸入条件を見直す場合には、改めて食品安全委員会の評価が必要であると考えています。

BSE全頭検査の補助打ち切りについて

厚生労働省は、期限付きで行ってきた生後20ヶ月以下の国産牛のBSE検査費用の補助を2008年7月で打ち切る。しかし、牛肉のBSE問題は十分に不安を解消されるまでには至っていないようである。生産者や消費者に対する不安解消の努力をお願いしたい。

(静岡県 男性 69歳 医療・教育職経験者)

【食品安全委員会からのコメント】

BSE検査については、食品安全委員会が、平成17年5月6日に厚生労働省及び農林水産省に通知した、「我が国における牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに係る食品健康影響評価」において、BSE検査対象月齢を全年齢から、21ヶ月齢以上の牛に変更した場合、食肉の汚染度は、全頭検査した場合と21ヶ月齢以上を検査した場合、いずれにおいても、「無視できる」～「非常に低い」と推定され、この結果から、検査対象月齢の変更がもたらすヒトに対するリスクは、非常に低いレベルの増加にとどまるものと判断されました。

これについて食品安全委員会では、審議の段階での国民との意見交換会の開催や、評価書案が取りまとめられた段階での国民からの意見・情報の募集等、リスクコミュニケーションに努めると共に、評価のポイントについて、ホームページ及び季刊誌等を通じて積極的に情報提供をしてまいりました。今後ともコミュニケーション技術の向上や改善を図るなどの工夫を重ねながら、関係者間でのより深い情報の共有と相互理解が図れるよう、リスクコミュニケーションに取り組んでまいります。

【厚生労働省からのコメント】

BSE全頭検査については、平成13年10月当時、牛の月齢が必ずしも確認できなかったこと、国内でBSE感染牛が初めて発見され、国民の間に強い不安があったこと、等の状況を踏まえて開始したものです。BSE対策については、他の食品安全対策と同様、科学的合理性を基本として判断すべき問題と考えており、平成16年9月に食品安全委員会においてとりまとめられた、BSE国内対策に関する評価・検証に沿って、平成16年10月15日に全頭検査を含む国内対策の見直しについて食品安全委員会に諮問し、平成17年5月6日に食品安全委員会から答申を受けたところです。

厚生労働省としては、検査対象月齢の見直しに当たっては、食品安全委員会の科学的な評価結果を踏まえて対応しているところであり、これまでにリスクコミュニケーション等を通じて国民への説明を行ってきたところですが、今後とも、必要な情報提供を行うなど国民の理解の促進に努めてまいります。

4. 農薬関係

残留農薬の検査について

残留農薬の検出には数日から数週間も必要だから、生鮮品だと結果が出る前に消費されるケースが多い。どうにかして検出期間を短縮すべきだ。

(神奈川県 女性 39歳 食品関係業務経験者)

【厚生労働省からのコメント】

食品中に残留する農薬等の試験法については、国立医薬品食品衛生研究所を中心に自治体、登録検査機関等の協力を得ながら整備をしているところであり、今後も引き続きより迅速かつ効率的な検査技術について開発を進めることとしています

また、検疫所においても、検査員の増員や検査機器の増設、一斉分析法の活用等により、効率化に努めているところです。

なお、違反の蓋然性が高いと判断される食品については、検査命令（輸入の都度、検査を行い、検査結果に問題ないことが確認されなければ輸入できない制度）による検査が実施され、生鮮品であっても検査結果が判明するまで、輸入することはできません。

このほか、以下の意見があり、これらについても、関係行政機関にも回付しております。

冷凍の野菜の農薬・添加物について

冷凍用の中国産ピーマンから基準値を超える農薬が検出された。栽培される段階で規定に反した農薬を使用していたとしても全く判断がつかない。また、冷凍の野菜はきれいなものも多く、色、形状等も揃っていて不自然さを感じる。製品化するとき何らかの処理をしているのか、もしくは野菜の状態になる過程で何らかの添加物を注入しているのか、どちらかではないか。

(長野県 女性 46歳 その他消費者一般)

モニター会議に参加して考えたこと

食品安全モニター会議に参加した。食品安全モニターの調査において「食の安全性から見た不安要因」の第2位に農薬が挙げられたことが紹介されていたが、農薬の安全性確保対策については、消費者を守るために厳しい制度のもと、目こぼれのないような実行を期待する。

(福岡県 女性 71歳 医療・教育職経験者)

5 . 化学物質関係

トランス脂肪酸の安全性についての報道を受けて感じたこと

TV ニュースでトランス脂肪酸の安全性についての報道を聞き、単に「悪い」という情報としてメディアで一人歩きしないように熟考してもらいたいと感じた。食生活全体のバランスを見て食べるのが一番大切なのである。また、今後「トランス脂肪酸ゼロ」というような訴求の商品が出回り、消費者の不安を増大させることになるのではと心配である。

(千葉県 女性 42歳 その他消費者一般)

【食品安全委員会からのコメント】

食品安全委員会では平成 18 年度に食品に含まれるトランス脂肪酸の評価基礎資料調査を行い、トランス脂肪酸の含有が予想される食品 386 検体（パン類等の穀類、乳類、マーガリン等の油脂類、菓子類等）を分析した結果から、平均的な日本人のトランス脂肪酸の摂取量は、0.7～1.3g/人/日（摂取エネルギー換算：0.3～0.6%）と推計されました。この推計値は、食事、栄養及び慢性疾患予防に関する WHO/FAO 合同専門家会合の報告書で目標とされている「最大でも 1 日当たりの総エネルギー摂取量の 1%未満」を満たす結果となっています。

脂肪の多い菓子類や食品の食べ過ぎなど偏った食事をしている場合は、平均を大きく上回る摂取量となる可能性があるため、注意が必要ですが、日本人の一般的な食生活の中ではトランス脂肪酸の摂取量は少ないと考えられます。

また、含有量の記載等の規制に関することは、リスク管理機関により判断され、必要に応じてリスク管理機関から食品安全委員会へ意見が求められることとなります。

現在、食品安全委員会では、食品中に含まれるトランス脂肪酸について、ファクトシートを作成し、その基本的な科学的知見を取りまとめて公表していますので、参考としてください。

<http://www.fsc.go.jp/sonota/54kai-factsheets-trans.pdf>

【厚生労働省からのコメント】

脂肪は三大栄養素の中で単位当たり最も大きなエネルギー供給源で、脂溶性ビタミンの溶媒になる大切な栄養素であります。脂肪の中にはいろんな脂肪酸が含まれていますが、おっしゃるとおり、トランス脂肪酸や飽和脂肪酸の含有量等にこだわるのではなく、日本の「食生活指針」で謳っているように、脂肪全体量のとりすぎに注意し、動物、植物、魚由来の脂肪をバランスよくとることが大切です。

6. 遺伝子組換え食品等関係

バイオエタノールと遺伝子組換え作物について

昨今のエネルギー事情により、アメリカを中心として農産物を利用したバイオエタノールの製造が活発化しています。遺伝子組換え作物は、用途がバイオエタノール向けとなれば規制も緩和されることが想定されますが、その使用においては十分な管理、監視が求められるものと考えます。今後起こりうる事象を検討の上、食用穀物と工業用穀物の管理方法を確立する必要があるのではないのでしょうか。

(栃木県 男性 44歳 食品関係業務経験者)

【農林水産省からのコメント】

遺伝子組換え技術は、これまでの技術では実現できない、複数の病気に強い作物や、乾燥などの環境ストレスに強い作物、さらには新たな機能性を付加した作物などの開発を可能とする大きな可能性を秘めた新しい技術です。他方、遺伝子組換え農作物に対する国民の皆様の関心が高いのも事実です。そのため、遺伝子組換え作物の開発などの、対応のあり方等については、皆様の理解を得ながら検討することが重要であると考えております。

我が国で遺伝子組換え農作物を栽培・販売するに当たっては、人の健康や生態系への影響等の観点から、安全性確保のための関係法に基づき、科学的評価による審査を受けることが義務付けられています。また、農家が遺伝子組換え農作物を栽培する場合には、生産、流通上の混乱を生じないように、周辺農家等の理解を得ることや交雑防止等の措置を徹底するよう要請してきたところです。

今後とも、科学的な知見の蓄積を図るとともに、消費者・生産者など広く国民の皆様に的確な情報提供を行い、関係者等と十分に意見を交換して皆様の理解を得られるよう努めてまいります。

【環境省からのコメント】

我が国では、生物の多様性の確保を図ることを目的として、遺伝子組換え生物の使用等（栽培、運搬、保管、廃棄等）が「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（以下「カルタヘナ法」）」で規制されています。カルタヘナ法の対象となる遺伝子組換え作物を使用等する場合は、用途がバイオエタノールの製造であるかどうかに関わらず、法に基づく手続が必要となります。

7. 新開発食品関係

「特定保健用食品個別製品ごとの安全性評価等の考え方について」に関して

食品安全委員会がとりまとめた「特定保健用食品個別製品ごとの安全性評価等の考え方」は、時宜を得た、非常に重要な見解である。食品の中で特定の成分、物質が従来のものより過度に多かったり、少なかったりすることは、偏食が起きる可能性が高いと考えなければならない。食物中の特定成分の量の安全性評価は、食生活全体でのバランスの考慮を必要とする。

(神奈川県 男性 66歳 食品関係業務経験者)

「トクホ」制度は廃止すべきではないか

食品安全委員会による特定保健用食品のリスク評価は、効果の程度評価ではなく、安全性のリスクの評価です。少しの効果証明があれば、「トクホ」と認定されるのではないのでしょうか。今の「トクホ」制度は、食品メーカーに思うように使われ、消費者の健康を逆に脅かしているように思います。「トクホ」制度は廃止すべきではないのでしょうか。

(福岡県 男性 57歳 食品関係業務経験者)

【食品安全委員会からのコメント】

特定保健用食品の安全性につきましては、食品安全基本法に基づく厚生労働省からの評価依頼を受け、食品安全委員会新開発食品専門調査会において、「特定保健用食品の安全性評価に関する基本的考え方」及び「特定保健用食品個別製品ごとの安全性評価等の考え方について」に基づき、評価を行っています。今後とも、これらの考え方に基づいて安全性の評価を行って参りたいと考えております。

なお、当該専門調査会の審議内容については、調査会終了後、議事録を公開しております。

【厚生労働省からのコメント】

特定保健用食品は、個別に国の許可等を受けた上で、特定の保健の用途に適する旨の表示を行うことができる食品の表示の制度です。

特定保健用食品の有効性については、厚生労働省の薬事・食品衛生審議会で審査を行った上で表示の許可等を行っているものです。また、安全性については、厚生労働省から食品安全委員会に健康影響評価を依頼しています。

8. 食品衛生管理関係

中国製食品の安全性について

新聞記事を読んで、中国より輸入される食品が怖く感じられました。農薬や食品添加物は大丈夫なのでしょうか。私たちが安心して口にできるよう、行政には今以上に厳しい取締りをしてほしいと感じました。

(和歌山県 女性 31歳 食品関係業務経験者)

中国製食品等の安全性や衛生は大丈夫か

中国製食品の安全性や衛生について問題があるとの報道が相次いでいる。中国からの輸入された食品や日用品の安全性や衛生面は大丈夫なのだろうか。行政の見解を聞きたい。

(群馬県 男性 41歳 医療・教育職経験者)

中国製食品への厳しい監視と規制及び原産国表示の明確化が必要

最近の中国製品の有害物質混入に関する摘発は、食品に限らず医薬品等の広い範囲に拡大している。今や国際問題にまで発展しつつある「中国製品の問題」に厳しい目を向けながら、事業者に対する法的規制を含め、さらに厳しい監視体制を望みたい。

(北海道 男性 64歳 食品関係業務経験者)

中国からの輸入製品の危険性について

中国からの輸入食品から相次いで毒性物質が検出されています。検査で発見されずに私たちが口にしている有害食品も実際には多数あるような気がしてなりません。信頼できるメーカー以外からは輸入できないような仕組みにはならないのでしょうか。

(三重県 男性 35歳 食品関係業務経験者)

輸入食品の検査体制の充実について

食糧自給率の低下に伴い、中国よりの輸入が急増している。検査体制は十分なのか、とりわけ中国からの輸出品は違法なものが各国で報告されている。特にモニタリング検査については、検査の件数から現在の食品衛生監視員の人員では心もとないのではないだろうか。大幅な増加が必要なのではないでしょうか。

(熊本県 男性 69歳 食品関係業務経験者)

【厚生労働省からのコメント】

輸入食品の安全性確保については、輸入者が第一義的責任を有していることから、原材料や添加物、製造方法等を確認し、自主検査の実施により安全性確保に努めるよう指導しています。また、厚生労働省においては、輸入食品の安全性の監視のため、輸入時における書類審査、検査命令（輸入の都度、検査を行い、検査結果に問題がないことが確認されなければ輸入できない制度）、モニタリング検査の実施を行っているところです。これらの輸入食品の監視指導を行うため、厚生労働省では全国の検疫所に334名の食品衛生監視員を配置しています。また、検査機器の整備や一斉分析法の活用等により業務の効率化に努めているところです。

残留農薬等に関しては、昨年施行されたポジティブリスト制度（原則、全ての農薬等について、残留基準（一律基準）を設定し、基準を超えて食品中に残留する場合、その食品の販売・輸入等を禁止する制度）の導入を踏まえ、海外での農薬等の使用の情報や検出情報も参考に、モニタリング検査項目の拡充を行っており、問題が確認された食品については、検査命令を実施し、輸入の都度検査を実施しています。

また、厚生労働省では従来から、違反が発生した場合には、再発防止の観点から、輸出国政府に対して安全対策を求め、必要に応じて、職員を派遣して現地調査を行うなどの対策をとっているところです。

なお、中国産食品の安全問題については、輸入者に対して、中国において違法に製造されたものではないこと、原材料や検査データ等が我が国の食品衛生法に適合すること等について改めて確認を行うよう指導し、輸入時検査の強化や中国政府に対し事実関係の確認などを行っています。

輸入食品の検疫のしくみや検査体制、モニタリング検査結果や検査命令など、輸入食品監視業務に関することについて、下記ホームページに掲載しています。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tp0130-1.html>

このほか、以下の意見があり、これらについても、関係行政機関にも回付しております。

食品の安全性確保と食料確保のバランスについて

食品の不備（規則違反、基準外、表示不備等）による回収あるいは破棄が多くなっているように感じられる。もちろん、食品の安全を確保するために基準は必要であるし、厳しいに超したことはないと思うが、実際問題、食料自給率が40%という国に住む私たちが今後も厳しい基準を守り続けていけるのかどうか疑問に思う。

（大阪府 女性 39歳 医療・教育職経験者）

食品の無店舗販売について

店舗を保有しないで食材を各家庭に提供する宅配業者があるが、その配送過程の温度管理等に問題はないのか。生産者と販売者が連携して、生産から販売まで一貫した管理のもとで運営にあたってほしい。

（熊本県 男性 67歳 食品関係業務経験者）

9. 食品表示関係

冷凍の牛肉コロッケの表示偽装について

北海道産牛肉コロッケが、実は豚ミンチを使用していたとの報道があった。消費者としては、また裏切られたと思っている人も多いのではないか。食品事業者には、もう一度、初心に返ってもらいたいと思っている消費者も多いと思う。

(長崎県 男性 43歳 食品関係業務経験者)

食肉偽装事件について

食肉の原料偽装事件は、消費者が知りうるできない原料の段階での不正事件であり、あまりにもずさんな管理体制と、業者のモラルの低さに驚きます。早急な管理体制の確立と、関係業者への徹底した教育をお願いします。

(静岡県 女性 57歳 その他消費者一般)

【農林水産省からのコメント】

農林水産省は、6月22日から24日まで関係業者に対し、JAS法に基づく立入検査を実施したところであり、検査の結果JAS法違反の事実が確認できれば、指示・公表等の措置を講じることとしています。

また、当省としては、これまで食品企業・団体を広く会員とする(財)食品産業センター等に対し、関係法令の遵守や倫理の維持等について各企業の取組を強化するよう指導を行ってきたところであり、本年1月にも、「食品企業に対する法令遵守及び社会倫理に適合した行動の徹底について」の通知を発出したところです。今般の事案を受けて、6月28日に食肉流通関係団体に対し「コンプライアンスの徹底について」の指導文書を発出したほか、食肉を原料として使用する企業等の51団体に対し、会員企業におけるコンプライアンスの取組の徹底について要請文書を発出しております。さらに、(社)日本冷凍食品協会及び(株)加ト吉に対して、コンプライアンスの観点から、事実関係の把握及び情報開示の徹底を図るよう要請したところです。いずれにしても、国民の生命・健康に直接かかわる食品を扱う企業においては、コンプライアンス体制を確立し、関係法令等を遵守した行動をとることが極めて重要であり、今後とも事態の推移を見ながら適切に対応してまいりたいと考えております。

食品加工・製造工場査察チームの編成について

先日発覚した苫小牧の食肉加工会社の牛肉・豚肉偽装事件で、市民が市販の食品に対し感じる安全・安心度は再び大きく揺らいでいる。各企業のモラルに期待しても同様の事件を事前に防ぐことは難しいと思われる。国の行政機関が「食品加工・製造工場査察チーム」を編成し、国内の食品工場に順次抜き打ち検査を行い、原材料偽装やずさんな衛生管理に対する抑止力とすべきである。

(北海道 男性 38歳 食品関係業務経験者)

偽牛ミンチについて

豚肉を牛肉に混ぜ、販売業者に卸していた業者について大きく取り上げられている。企業利益ばかり考えず、人としてきちんとした対応をとってほしい。また、行政にも厳しい対応を望む。

(和歌山県 女性 31歳 食品関係業務経験者)

ミンチ事件について

ミンチの偽装事件について報道されているが、食品事業者が悪いことをしていないかどうか調べる査察のようなものを国の機関が定期的に行ってはいないのでしょうか。定期的に査察を行えば、このような事件はなくなるのではないのでしょうか。

(神奈川県 女性 39歳 食品関係業務経験者)

【農林水産省からのコメント】

農林水産省は、JAS 法に基づく食品表示の適正化のため、全国の地方農政局、地方農政事務所等に配置された職員により、37,000 軒の小売店舗及び 5,000 軒の中間流通業者（卸売問屋、中卸業者等）に対し、常時、監視・指導を行っております。

なお、今般の「牛ミンチ」事案に関しては、

ミートホープに類似するような事例がないかどうかチェックするため、市場に出回っている牛挽肉を使用して製造した加工食品についての DNA 分析、ミートホープの牛挽肉の販売先に対する追跡調査について、緊急に実施しております。

偽ひき肉事件による疑惑と危機感の一日も早い払拭を

偽牛ひき肉製造事件により、加工食品の食の安全に疑惑と危機感を持った。この事件によって、ひき肉を使った加工食品が適正かどうかの調査が実施されるとのニュースを目にした。一日も早い結果公表と再発の防止を望む。

(高知県 女性 48歳 その他消費者一般)

【農林水産省からのコメント】

今回の事案に関連して、6月26日から、全国で流通している牛挽肉加工品について、独立行政法人農林水産消費安全技術センターにおいて、原材料名に牛肉のみが表示されているハンバーグ、コロッケ等を買って、遺伝子分析を行うことにより牛肉以外の食肉が使用されていないかどうかを確認する緊急調査を実施し、8月上旬を目途にその結果を公表することとしています。

なお、遺伝子分析の結果、原材料に使用している食肉の表示に疑義が生じた場合には、製造段階に遡及して調査を行い、JAS 法違反に当たる事案が確認されれば指示・公表等の措置を講じることとしています。

米の偽装表示について

米の偽装表示を行った事業者があると報道されていた。表示を見て購入する消費者を裏切るような行為であり、腹立たしく思った。行政には厳しい取締りを行ってほしいし、偽装表示をした事業者には厳しい罰を課して欲しい。

(和歌山県 女性 31歳 食品関係業務経験者)

【農林水産省からのコメント】

不適正表示を行った業者に対しては、事実関係を調査した上で、必要に応じて JAS 法に基づく指示を行うとともに、その旨を公表するなど、厳正に対処しているところです。

これは、一般的に、食品が生産されてから消費されるまでの期間が短いなどの事情により、食品表示の適正さを確保するためには、事実関係の公表などにより表示の改善の迅速性が優先されるべきと考えられることによるものです。

違反を行った業者名の公表は、社会的にきわめて厳しいペナルティであり、これを迅速に行うことによる抑止効果は大きいものと考えています。また、指示に従わなかった場合には、命令、さらにその違反には罰則を持って臨むこととなっています。

また、競争上有利となることを目的として、意図的に偽装表示を行った場合などにおいては、JAS 法に基づく指示・公表が行われるのみならず、別途、不正競争防止法による直罰を受ける場合もあります。

直罰：基準を遵守しないものに対して、行政による改善命令などを経ることなく、直ちに罰則をかけること。

このほか、以下の意見があり、これらについても、関係行政機関にも回付しております。

米の偽装表示に抗議した小売店主に感謝

米の偽装表示がまた起きた。腹立たしいことである。小売店主の勇気ある抗議と警察の DNA 鑑定がなかったならば、容易に発覚しなかったであろう。消費者として感謝の気持ちでいっぱいである。今後も情報を把握できるすべての関係諸機関の迅速で適切な対応をお願いしたい。

(兵庫県 女性 70歳 医療・教育職経験者)

10. その他

こんにゃく入りゼリーについて

国民生活センターは、こんにゃく入りゼリーをのどに詰まらせ、窒息死した人の数が1995年以來、計13人に上ると発表した。すでに海外では、販売が禁止されており、国内でもこれ以上、幼児や高齢者が犠牲にならないよう、関係機関の迅速な対応を望みます。

(福岡県 男性 56歳 食品関係業務経験者)

こんにゃくゼリー死亡事故について

米国はこんにゃくゼリーを見かけたら報告するよう呼びかけていて、EUでは販売中止になっていると聞いた。日本ではなぜ販売中止にならないのか。他国の対応を見習っての、日本の対応を伺いたい。

(神奈川県 女性 39歳 食品関係業務経験者)

【食品安全委員会からのコメント】

「こんにゃく入りゼリー」を原因とした窒息事故が子どもや高齢者を中心に発生していることから、事故を防止するためには、子どもや高齢者の摂食に関する注意喚起を行うことが重要です。

このため、食品安全委員会としても、委員会ホームページにおいて、「こんにゃく入りゼリー」による死亡事故に関する注意喚起を行っており、今後とも食品の安全、消費者の信頼確保の観点から情報収集を進め、委員会の広報媒体（ホームページ、季刊誌等）を通じ、国民や業界に向けて科学的な知見に基づく情報提供に努めることとしています。

【農林水産省からのコメント】

平成7年にこんにゃく入りゼリーで初めて窒息事故が発生して以来、農林水産省としては、関係団体に対して、製品への注意表示の記載、製品設計の変更（かたさをやわらかくする）など事故防止のための指導に努めてきました。

本年3月、4月と2件の死亡事故が発生し、7月に関係業者に対する事故防止のためのより一層の指導について国民生活センターから要望があったことを受け、関係団体を所管する農林水産省としては、改めて事故の再発防止を徹底する観点から、7月5日付けで関係団体に対して、

効果的でわかりやすい注意表示の徹底

こんにゃく入りゼリーの物性（かたさや弾力性）や形状などの改善などについて業界全体として早急に取組を行うよう指導しました。

なお、すでに、関係団体である全国菓子協会及び全国こんにゃく協同組合連合会においては、緊急の対策会議を設置し、対応を検討しているところであると承知しています。

今後とも、事故の再発防止に向けた業界全体の取組の徹底などについて、農林水産省として積極的に指導に当たって参ります。

健康食品に対するガンマ線照射の有害性について

健康食品の素材に放射線のガンマ線が照射されていたものがあつたと報道されていきました。ガンマ線照射により、どの程度の有害性が懸念されるのでしょうか。また、照射による健康食品へのメリットはどのようなものであるのでしょうか。ガンマ線照射についての確かな情報を国民にいち早く知らせることが肝要です。

(石川県 女性 69歳 医療・教育職経験者)

【原子力政策担当室からのコメント】

食品への放射線照射（食品照射）については、原子力委員会食品照射専門部会（以下、専門部会という）において、検討が行われ、報告書として取りまとめられていますので、その内容に沿ってご質問に回答いたします。専門部会では、食品照射に関する国内外の動向、有用性、安全性に関する内外の評価の現状等について調査審議を行うとともに、わが国における食品照射に関する今後の取組に関する考え方を検討し、昨年9月食品照射専門部会報告書「食品への放射線照射について」をとりまとめました。

ガンマ線照射による有害性については、1980年に、FAO（国連食料農業機関）WHO（世界保健機関）及びIAEA（国際原子力機関）の合同会議は「いかなる種類の食品でも、総平均線量が10kGy(グレイ)*以下で照射された食品には毒性学的な危険性は全く認められない」と結論しています。比較的高い線量の照射が必要な殺菌による衛生化でも、10kGy以下の照射でその目的を果たすことができます。

食品への放射線照射のメリットは、一般的には、食品の温度をほとんど上昇させずに殺菌・殺虫などが可能ということです。加熱による変質や香気成分の揮散を起こさずに殺菌することが可能ですし、また、化学薬剤処理の問題点である残留といった問題もありません。

このため、世界では52ヶ国及び台湾において、食品への放射線照射が許可されています（2003年現在）。我が国では、食品衛生法に基づき、ジャガイモへの芽止め目的での放射線照射のみが許可されていますが、今後、原子力委員会での検討結果を踏まえ、香辛料といった有用性が認められる食品について、食品安全行政の観点から妥当性を判断するための検討・評価等が行われることが期待されます。

なお、以下のウェブサイトにおいて、食品専門部会報告書及び報告書を受けた原子力委員会決定、部会における配布資料や議事録等が公開されています。

<http://www.aec.go.jp/jicst/NC/senmon/syokuhin/index.htm>

* Gy(グレイ)：放射線の量に関する単位

このほか、以下の意見があり、これらについても、関係行政機関にも回付しております。

特別栽培農産物における有機肥料使用について

特別栽培農産物において使用される有機肥料は特に制約がないが、動物への薬剤やホルモン剤使用のケースなどを想定すると、それらの安全性確認や使用ガイドラインの設定が必要ではないか。

(栃木県 男性 44歳 食品関係業務経験者)

食品安全GAPの取組について

農産物生産過程において、GAPという取組が進められていることを新聞によって初めて知りました。農水産物の生産過程のひとつひとつが基準化され、その認証を受けることで、消費者にとっても具体的な判断基準が与えられることを期待しています。一人でも多くの人がこの取組について知り、関心を持ち、選ぶ目を持つことができたらいいなと思います。

(大阪府 女性 39歳 医療・教育職経験者)

野菜果汁摂取に関するコマーシャルの件

生活習慣病予防において「健康日本21」では、成人の1日あたりの野菜摂取の目標値は350g以上としている。最近、これを1本飲めば1日分の野菜が摂れるとばかりの野菜ジュースの宣伝が多くなっているが、野菜離れに拍車をかけているのではないか。

(東京都 女性 57歳 医療・教育職経験者)